

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（国土交通省）

制 度 名	非居住者等が受け取る振替社債等に係る利子の非課税措置の創設	
税 目	法人税	
要 望 の 内 容	非居住者等が受け取る振替社債等に係る利子について、非課税措置を導入すること。	
	減収見込額 （平年度）	－ 百万円
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>非居住者等の社債等に係る市場への参加を促進し、我が国金融・資本市場の活性化や独立行政法人等の資金調達の円滑化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>公社債等の流通市場は、内外投資家や独立行政法人、企業等にとって重要な資金運用又は資金調達の場合であり、最近の経済事情を踏まえれば、より多くの投資家による市場参加を一層促し、我が国金融・資本市場の活性化や企業等の資金調達の円滑化を図ることは、喫緊の課題である。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>非居住者等の受け取る利子の非課税措置を講ずることにより、我が国金融・資本市場の活性化や独立行政法人等の資金調達の円滑化が図られる。</p> <p>①租税特別措置等の背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか</p> <p>主要国においては、既に、海外投資家の国内市場への投資促進のため、非居住者等が受け取る公社債等利子についての非課税措置が措置されており、我が国においても、海外投資家の投資促進の観点から、平成 11 年に国債、平成 19 年に地方債について非居住者等の受け取る利子について非課税措置が導入されている。</p> <p>しかしながら、当該非課税措置の対象が国債・地方債に限られているため、日本国内で発行される社債等については、海外投資家からの投資がほとんど行われていないなど、我が国の社債等市場の魅力が、諸外国に比して乏しくなっている。したがって、本措置には合理性が認められる。</p> <p>なお、今般、公社債一般に係る利子について、非居住者非課税措置の創設が要望されており、独立行政法人が発行する債券について、公社債一般並びで同様の措置を講ずることにも合理性が認められる。</p> <p>②租税特別措置等の政策実現に向けた手段としての「有効性」が認められるか</p> <p>非居住者等の受け取る利子の非課税措置を講ずることにより、我が国金融・資本市場の活性化が見込まれるが、公共性の高い事業を実施する独立行政法人においても、より有利な条件で資金調達を行うことが見込まれ、結果として国民への利益還元に資することになる。</p> <p>さらに、Jリート等が発行する投資法人債等についても、市場の活性化により、円滑な資金調達を行うことが見込まれ、不動産投資市場の健全な発展が図られる。</p> <p>したがって、本措置を講ずることは、政策実現に向けた手段として有効性が認められる。</p> <p>③租税特別措置等に補助金等他の政策手段と比して「相当性」が認められるか</p> <p>本措置は、非居住者に対する課税を行わないという内容であり、補助金により政策目的を達成することはできないため、本措置は妥当性が認められる。</p>	

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	1 「2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する」 2 「6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する」 7 「26 都市再生・地域再生を推進する」 8 「32 道路交通の円滑化を推進する」 9 「34 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する」
	政策の達成目標	① 非居住者等の公社債市場への参加を促進し、我が国金融・資本市場の活性化を図るとともに、独立行政法人等が円滑で安定的な資金調達を行う環境を整備し、独立行政法人が発行する債券の国際競争力の強化を図り、調達コストを削減することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に資することとする。 ② 不動産証券化実績総額を平成23年度に66兆円にすることを達成目標とする。
	租税特別措置の適用又は延長期間	恒久化
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
こ れ ま で の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	政策の達成状況	—
	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	—
	前回要望時の達成目標	—

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	—